資料１

商工会の概要について

平成２２年7月２７日

１．商工会の発足・目的

昭和３５年に、日本の中小企業発展のため、通商産業省直轄の団体として発足。「商工会法」という法律も同時に施行。本年は商工会法施行５０周年の節目の年になる。

商工会は「商工会法」に基づき、経済産業大臣の認可を受けて設立された公益法人であり、その地域で事業を営む者、事業を始めようとする者が抱えている、事業に関するあらゆる問題の解決をお手伝いする総合サポートセンターであり、現在、全国で１，８１２の商工会が存在する。富里においては、昭和４１年に既に結成されていた、任意商工会を母体として、商工会が設立され、現在に至っている。商工会は地域の総合経済団体として、主に小規模企業対策を行っている。なお、商工会は法律上、一切の営利事業を禁止されている。

２．富里市商工会の組織

商工会設立後、順調に会員数が増え、ピークで９００名を超す会員となったが、ここ数年、景気低迷のあおりを受け、会員は減少している。退会の主な理由としては、廃業が多い。開業よりも廃業が上回っており、商工業者及び商工会員の減少傾向に歯止めがかからない状況にあり、会員数の維持及び増強が課題となっている。

（１）組織率（平成２２年３月３１日現在）

会員数	商工業者数	小規模事業者数	組織率
729	1,357	1,242	53.7%

※組織率＝会員数÷商工業者数

（２）商工会退会数の推移

理由／年度	廃　業	自己都合その他	移　転	合　計
平成 21 年度	21	17	3	42
平成 20 年度	22	11	3	36
平成 19 年度	11	6	0	17

３．主な活動

（１）経営指導

①経営指導員等による巡回・窓口指導

経営指導員等が計画的に事業所を巡回し、経営全般に関する指導・助言をしている。経営指導員１人当たり年間約１４０件の巡回指導を行っている。また、窓口に来た人に対しても指導・助言を行っている。

②講習会・研修会の開催

経営者に必要な知識や技術などに関する各種講習会・研修会を開催している。平成２１年度実績は労務、経営、情報、税務関連の講習会を延べ１３回開催し、受講者数は３０４名あった。

③創業・経営革新支援事業

創業者に対しては、創業の心構えや創業後の経営全般に関して総合的なアドバイスを行っている。また、既に事業を行っており、新たな取り組みにチャレンジしようとする経営者に対しては「中小企業新事業活動促進法」の認定へ向けた指導を行っている。

（２）金融指導・専門指導

①小規模事業者経営改善資金（マル経資金）

無担保・無保証人で利用できる日本政策金融公庫の事業資金融資。１，５００万まで利用が可能。商工会が推薦団体となり、斡旋を行っている。昨年度商工会斡旋（決定）実績は１２件、５，７４０万円。その他にも県制度融資（県信用保証協会付）などの斡旋も行っている。

②経営診断

専門分野の中小企業診断士を工場や店舗に派遣し、経営状況を分析し、改善点のアドバイスを受けることができる。

③エキスパートバンク

県連合会の登録者の中から、相談内容に合った専門家を事業所に直接派遣し、具体的かつ実践的な指導を無料（一部受益者負担）で行っている。

（３）税務・経理指導

①記帳機械化システム（ネット de 記帳）

記帳機械化専任の職員が帳簿の記帳代行をコンピュータによって行っている。記帳をコンピュータ化することにより自らの事業の経営分析も行うことができ、経営の近代化に役立てることができる。平成２１年度実績３７事業所。

②確定申告・決算指導

毎年２月～３月にかけて、個人事業者を対象に、所得税及び消費税の確定申告指導会を開催し、決算書及び確定申告書作成のお手伝いをしており、税の適正申告・納付に寄与している。また、複雑な案件には税理士が対応する。

（４）IT 化指導

パソコンやソフトの操作をはじめ、IT 分野に関するさまざまな悩みに対応している。高度な知識・技術を要するものに関しては、専門家の派遣も行っている。

（５）労務指導

①労働保険（労災保険・雇用保険）

国（厚生労働省）より労働保険事務組合に指定されており、会員より事務委託を受けている。労働保険事務組合に事務委託した場合のメリットとしては、通常、労災保険に加入できない事業主等が特別に加入が可能になり、また、保険料の分割納付ができる。保険料の年度更新手続きをはじめ、労働保険に関するさまざまな事務手続きを代行している。本会では約１１５事業所より事務委託を受けており、労働保険料の適正納付に寄与している。

②社会保険

社会保険関連の相談について、適切なアドバイスをおこなっている。また、幕張社会保険事務所より健康保険、厚生年金保険関係用紙配布所に指定されており、地区内事業所が多数利用している。

（６）共済・保険制度

事業主及び従業員の福利厚生、経営安定のために以下のような各種共済・保険制度を取り扱っており、加入促進を図っている。

①商工貯蓄共済
②会員福祉共済
③小規模企業共済
④中小企業倒産防止共済
⑤特定退職金共済
⑥中小企業 PL 保険、所得補償保険、医療保険、がん保険　他

（７）地域（まち）づくり

①商店街の整備（街路灯等設置事業）

県・市・地元商店会が夫々３分の１ずつを負担し、街路灯等の設置を実施している。平成１７年度～１９年度は葉山商店会の街路灯設置を実施。２０年度は日吉台地区のベンチ設置を実施。なお、県補助金の申請手続きは商工会が行っている。

※県補助金名称：千葉県地域と共に生きる商店街支援事業補助金

②イベントの開催

・富里ふるさとまつり

昭和４９年から青年部主催による富里ふるさとまつりが始まる。平成２年、まつりの規模が大きくなったことなどにより、青年部主催では開催が困難になったため、運営の主体を商工会に明け渡すことになる。

現在、主催は富里ふるさとまつり実行委員会となっており、実行委員会は、商工会内に置いている。商工会は後援という立場で開催に深く関わっている。

（８）その他

①青年部・女性部活動

・青年部

商工会の内部組織。商工会の事業を積極的に推進すると共に、経営者としての資質を向上させ、もって商工業の総合的な改善発展を図り、あわせて地域の振興・発展、社会一般の福祉の増進、新しいまちづくりに取り組む組織。事業を営む経営者・後継者及び従業員で満４０歳以下の青年で構成されている。

・女性部

商工会の会員たる商工業者（法人にあってはその役員）若しくはその配偶者又は商工会の会員たる商工業者の親族であり、かつ、その会員の営む事業に従事する者であって 、女性が部員資格である。研修活動や地域振興事業、奉仕活動などさまざまな活動を行っている。

②検定

小売商（販売士）検定や珠算検定を実施している。

③特産品の販売

ネットショップ「うまいもん千葉」の運営

https://www.shokokai-shop.com/tomisato/

４．商工会の財政状況

商工会は法律上、営利事業ができないため、運営は県・市補助金に頼るところが大きい。その他、会費収入や共済等手数料収入などが主な財源となっている。ここ数年、県・市補助金が削減されており、会員増強や手数料等収入の確保、経費節減など自助努力に努めているが、運営は年々厳しくなってきている。

５．その他

（１）商工会と商工会議所との相違

区　分	商工会	商工会議所
根拠法	商工会法	商工会議所法
管轄官庁	経済産業省　中小企業庁	経済産業省　経済産業政策局
地区	主として町村の区域	原則として市の区域
	（商工会議所及び他の商工会と地区は重複しない）	
会員に占める小規模事業者の割合	９割を超える	約８割
事業	中小企業施策、特に小規模事業施策に重点を置いており、事業の中心は経営改善普及事業	地域の総合経済団体として、中小企業支援のみならず、国際的な活動を含めた幅広い事業を実施。小規模事業施策（経営改善普及事業費）は全事業費の２割程度
意思決定方法	会員の大半が小規模事業者であることに鑑み、総会（総代会）での議決権は１会員１票制	議員を選挙で選ぶ際に、会費１口あたり１票の累積投票制
執行機関	会長	会頭
設立数	１，８１２（平成２１年４月１日）	５１５（平成２１年４月１日）
会員数	９３．９万（平成２０年４月１日）	１２６．９万（平成１９年３月３１日）